

令和4年稲敷市農業委員会第2回総会

[2月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)
日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)
日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)
日程12 議案第7号 納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君

6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	谷部義也君
農業委員会事務局係長	田中孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年2月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は7番吉田武委員、8番内田和新委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

3件でございます。合わせまして、田14筆、24,915㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページ、3ページの5件でございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。

議案書4ページになります。

1件で、江戸崎字古橋 田1筆、423㎡について、譲受人が自己住宅として利用するものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書5ページから15ページまでの39件になります。

受理番号1番から13ページの受理番号34番につきましては、双方からの合意解約によるものでありますが、7ページの受理番号5番から13ページの受理番号32番までにつきましては、個人との賃貸借を解約し、この後の議案にありますが、法人と利用権を設定しようとするものであります。

14ページ、15ページの受理番号35番から39番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものでありますが、いずれもこの後の議案で再配分の計画が出されております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

なお、受理番号13番につきましては、議事参与の制限に該当し、受理番号14番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。

受理番号2番から12番までについて、事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 16ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号2番から12番でございます。

売買による所有権移転件10件、賃借権の設定1件でございます。

受理番号2番 小羽賀字神田久保 畑1筆、1,458㎡

受理番号3番 羽賀字遠原 畑1筆、1,495㎡

受理番号4番 羽賀字遠原 畑1筆、1,107㎡

受理番号5番 沼田字息栖平 畑1筆、557㎡

についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

なお、受理番号3番及び4番については、美浦村発行の耕作証明書が添付されており、受人が57アールの農業経営をしていることを確認しております。

受理番号6番 桑山字俵田 田1筆, 1367.6㎡についてでございますが、受人が農業経営継続のため、解除条件付で賃借権の設定をするものでございます。

受理番号7番 浮島字関谷 田4筆, 3,469㎡ についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番 羽生字谷津 田1筆, 1,011㎡ についてでございますが、受人が耕作便利のため、買受けるものでございます。

受理番号9番 曲渕字居下 外1地区, 田4筆, 7,829㎡

受理番号10番 清水字前浦 田1筆, 1,094㎡

受理番号11番 桑山字境町 田2筆, 1,180㎡

受理番号12番 柴崎字柴崎 外2地区, 田11筆, 20,155㎡

についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号受理番号2番から12番までの説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号2番から5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号2番について報告いたします。

清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻、サツマイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター4台、コンバイン2台、乾燥機2台、トラック2台を所有しております。農業従事日数は200日、経営面積は179アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号3番4番について報告いたします。

木野内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。農業従事日数は210日、経営面積は57アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号5番について報告いたします。

根本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農業従事日数は200日、経営面積は221アール

です。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号6番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号6番について、報告いたします。

2月8日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に建設業、発電設備事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台、トラック3台を所有しております。農業従事日数は150日、経営面積は82アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく、耕作されなくなった場合には、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。受理番号7番について、報告いたします。

2月5日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機3台、トラック2台を所有しております。農業従事日数は250日、経営面積は135アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号8番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。受理番号8番について、報告いたします。

2月5日に渡辺推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農業従事日数は200日、経営面積は134アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

受理番号9番から12番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、横田委員。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。

中間管理機構の関係ですが、耕作者の経営面積がゼロとなっていますが、なぜでしょうか。

○議長（根本 脩君） 事務局。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） ご指摘のとおりで、本来は面積が記載されるはずですが、システムの関係でゼロになってしまったと思われます。農林振興公社を通した売買ですので、323アール以上の面積が記載されるのが本来であります。

○議長（根本 脩君） よろしいですか。

○3番（横田悌次君） はい。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号2番から受理番号12番までを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号13番を議題といたします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、川島委員が該当いたしますので、18番川島委員の退室を求めます。

〔18番川島昇君退室〕

○議長（根本 脩君） それでは、事務局の説明をお願いします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 18ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号13番でございます。売買による所有権移転1件でございます。

受理番号13番 堀川字舟戸 外1地区、田2筆、5、199㎡についてございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

調査結果は、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号受理番号13番の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

本件は、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号13番を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

18番川島委員の入室を許可します。

[18番川島昇君着席]

日程7 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

受理番号7番につきましては、後程一括で審議いたしますので、受理番号6番までについて、事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 19ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 羽賀字宿 畑1筆、304㎡についてですが、全体事業計画が1,093㎡で転用目的は太陽光発電、455ワットパネル232枚設置。

受理番号2番 佐倉字小池内 畑2筆、1,640㎡で転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号3番 佐倉字小池内 畑2筆、1,937㎡で転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号1番から3番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号4番 江戸崎字道城沖 外1地区、田2筆、335㎡で農地区分については、土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。申請人は、つくば市に工事事務所を有し、高速道路の建設等の事業を営む法人で、この度、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業に伴い、一時的な工事用道路及び土や資材の仮置き場などの工事用地が必要となり、申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、令和6年11月30日までの3年間、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。また、土地改良区からの意見書を得るなど、他法令との協議も了しております。なお、申請地は農用地区域内ではありますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

受理番号5番 中山字中島 畑1筆、1,404㎡で転用目的は太陽光発電、305ワットパネル346枚設置。申請地は、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号6番 八筋川字ト杭 田2筆, 2, 245㎡, 非線引き区域, 土地改良区域除外済み, 農用地区域外の農地で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。

申請人は, 隣接地等で建設業を営んでおり, 受注増加により資材置場が不足しているため申請に及んだものです。事業計画は, 搬送用車両6台と資材置場として仮設資材や砕石や砂利等を2, 000㎡置く計画です。なお, 申請地は第1種農地と判断いたしましたが, 農地法施行規則第33条第4号, 申請に係る土地の周辺の地域において業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで, 議案第2号受理番号1番から6番の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして, 調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番(墳本典勇君) 1番墳本です。受理番号1番について, 去る8日, 横田委員, 岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 太陽光発電施設用地として利用するものであり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが, 問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号2番から4番について, 村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号2番から4番について, 去る8日, 坂本推進委員, 根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 受理番号2番3番については, 太陽光発電施設用地, 受理番号4番については, 一時的に圏央道4車線化事業の工事用地として利用するものであり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが, 問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号5番について, 遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番(遠藤一行君) 4番遠藤です。受理番号5番について, 去る8日, 海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 太陽光発電施設用地として利用するものであり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが, 問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号6番について, わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号6番について, 去る8日, 平山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 駐車場及び資材置場用地として利用するものであり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが, 問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号6番までを採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第1号の受理番号14番と議案第2号の受理番号7番が、農地の所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長(田中孝男君) 18ページをお開き願います。

議案第1号 受理番号14番 桑山字俵田 田1筆, 1, 067.94㎡についてですが、農地法第3条, 営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に20ページをお開き願います。

議案第2号 受理番号7番 桑山字俵田 田1筆, 0.4㎡についてですが、申請人が営農型太陽光発電施設用地に一時転用するものでございます。

申請地は、市街化調整区域, 土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、営農型太陽光発電設備として3年前に許可を受け、下部農地でサカキを栽培し、一時的に転用しておりますが、転用期間終了に伴い再申請するものでございます。

以上、議案第1号, 受理番号14番及び議案第2号, 受理番号7番の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告を篠崎惣壽委員よりお願いをいたします。

○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。去る8日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用しているものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号14

番と、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号7番を一括採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 21ページをお願いします。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番 羽賀字遠原 畑1筆、372.34㎡についてですが、昭和49年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 佐倉字佐倉原 畑2筆、596㎡についてですが、20年以上前から宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いをいたします。

受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いをいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番について、去る8日、横田委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と併せて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、山下委員より報告をお願いをいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号2番について、村山委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と併せて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君）

議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

議案書22ページから45ページになります。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、117件、363筆、617、141㎡、再設定が、2件、8筆、22、485㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号1番から19番につきましては、既に委託契約等により耕作されていた農用地につきまして、本人の申し出により利用権を設定するものであります。受理番号15番から19番の借り手の方につきましては、就労制限がないこと及び在留資格を確認しております。受理番号32番から117番につきましては、個人間で利用権を設定していた農用地につきまして、農産物の生産加工や農作業の受託等を目的として設立された法人を借り手として変更または新規で利用権を設定するものであります。

新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決

定をいたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 46ページをお願いします。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、13件、44筆、66、610㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 49ページをお願いします。

議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が13件、44筆、66、610㎡、再配分が11件、34筆、72、223㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程12 議案第7号 納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君）

53ページをお開き願います。

議案第7号 納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてでございます。

農地等の贈与税猶予制度について「租税特別措置法第70条の4」でございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては3年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。令和3年12月31日現在の、納税猶予制度の適用者は10名で、今回証明書を提出する適用者は1名でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

引き続き調査委員からの調査報告をわたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号1番について、去る5日に調査をいたしました。鳥羽推進委員と、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付については、問題がないと思われますので、ご報告いたします。

これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号「納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和4年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

7番委員 吉 田 武

8番委員 内 田 和 新